


機密表示 (極秘・秘の朱印) 	符号表示 暗 <b>略</b> 平	※ 総第 1209 147-002 号
	※ 第 1457 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 48-12-9 18-36
大至急・ <b>至急</b> ・普通・LTF		※ 発電係

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 次 長 参 事 次 長 北東アジア課長 首席参事官	主管局部課 (室) 名 P北
	起案 昭和49年12月9日	起案者 電話番号 宮下 2415

協議先

秘密指定解除  
公文書監理室

在 韓 国 後 宮 **大 使** 臨時代理大使  
総領事 代 理 あて 外 務 大 臣 発

**電 報** 在 釜 山 田 村 **大 使** 臨時代理大使  
総領事 代 理 あて

件名 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の引渡し問題

往電才1456号、往信里北才2415号に因り

1. 9日在京韓国大使館 李一等書記官に北東アジア課

長に対し冒頭往電の当方と貴課長との結果を

確認越すとともに、冒頭往信2.の未確認113柱に

ついで韓国政府により確認された79柱(うち4件は重複)

(昭和四二・七・一 改正)

秘密指定解除

公文書監理室

一秘一

2

のため 実数は75柱である。)のリストを手交越し、先に

日本側で確認済み9835柱とあわせて、今回引渡し

もらった旨及び本リストの当方による検討の結果確認

できないものが発見されれば至急通報受けた<sup>旨</sup>申し越<sup>す</sup>

した。

2. これに対し、当方から上記リストについて<sup>至</sup>速に検討を南

始<sup>め</sup>ること<sup>を</sup>約したが、本リストに記載されている残りの

34柱について新たに確認された<sup>旨</sup>場合は10日午前中まで

に当方へ通報いただければ、今回の引渡しに含めることか

ごき<sup>の</sup>旨<sup>を</sup>述べ、本リスト以外で引渡すことごき<sup>の</sup>もの

の有無につき更に確認の上通報受けた旨要請しお

いで参考まで。

~~ため、貴地においてこの点韓国側に照会の上結果を~~

~~電~~ ありたい。